

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属:契約管財局

[illegible]

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	契約管財局	担当・事業所名	管財部管財課貸付グループ	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料
----	-------	---------	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	---	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百四単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	75,165	0	75,165	9,000	0	9,000	12.0%	12.0%	66,165	408,223	400,059	0	400,059	98.0%	98.0%	8,164	84.6%	84.6%	74,329
B 令和6年度 修正目標	71,132	0	71,132	9,000	0	9,000	12.7%	12.7%	62,132	402,955	394,895	0	394,895	98.0%	98.0%	8,060	85.2%	85.2%	70,192
C 令和6年度 実績	71,132	0	71,132	19,021	5,885	24,906	26.7%	35.0%	46,226	397,868	387,713	0	387,713	97.4%	97.4%	10,155	86.7%	88.0%	56,381
D 令和7年度 計画※	74,329	0	74,329	12,636	0	12,636	17.0%	17.0%	61,693	395,223	387,319	0	387,319	98.0%	98.0%	7,904	85.2%	85.2%	69,597
E 令和7年度 目標	56,381	▲1	56,382	9,000	0	8,999	16.0%	16.0%	47,382	389,431	381,642	0	381,642	98.0%	98.0%	7,789	87.6%	87.6%	55,171
F 令和7年度 実績	56,381	0	56,381	10,152	0	10,152	18.0%	18.0%	46,229	384,236	373,281	0	373,281	97.1%	97.1%	10,955	87.0%	87.0%	57,184
G 令和8年度 計画※	69,597	0	69,597	11,832	0	11,832	17.0%	17.0%	57,765	382,223	374,579	0	374,579	98.0%	98.0%	7,644	85.5%	85.5%	65,409
H 令和8年度 目標	57,184	0	57,184	8,169	1,131	9,300	14.3%	16.3%	47,884	373,608	366,135	0	366,135	98.0%	98.0%	7,473	86.9%	87.1%	55,357
I 令和9年度 計画※	65,409	0	65,409	11,120	0	11,120	17.0%	17.0%	54,289	369,223	361,839	0	361,839	98.0%	98.0%	7,384	85.8%	85.8%	61,673

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度を取組実績・課題・改善策など

令和7年度を取組実績
○過年度 ・滞納額を一括で支払えない滞納者については、支払誓約書を徴収したうえで毎月分割で納付させた。 毎月収納管理を行い、納付が遅れている案件については、電話及び現地訪問等の督促行為を積極的に行い、賃貸料の納付が滞らないように努めた。 ・特に高額かつ未収金回収までの整理が複雑な案件については、未収金回収業務について委任契約を締結している弁護士へ法律相談及び法的措置を含めた対応を依頼した。 ・賃借人の死亡が確認された案件については、迅速に相続調査を実施し相続人と納付交渉を進めた。 ・相続人の存在が明らかとなった案件については、相続財産清算人選任の申立てを行い滞納回収に向けた交渉を進めた。 ○現年度 ・納入期限より30日以内に督促状を送付した。 督促状の納入期限を過ぎても納付がなされない案件については、電話及び現地訪問等の督促行為を積極的に行い、早期滞納解消に努めた。 ・賃借人が死亡している案件については、将来の複雑な高額滞納案件とならないよう相続手続き及び請求行為又は相続放棄の確認を進めた。
課題と改善策
【課題】 ・事業開始から70年以上が経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきた。 【改善策】 ○過年度 ・滞納交渉が進まない案件については、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産清算人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。 ○現年度 ・納付書が届かない案件については、相続が発生している可能性を考慮し、迅速に相続調査を行う。

4. 令和8年度を取組内容 … 「1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和7年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
○過年度 ・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた対応を実施する。 ・賃借人の死亡が確認された案件については、迅速に相続調査を実施し相続人へ納付交渉等を行う。 ・相続放棄がされている等相続人が不存在となった案件については、費用対効果を検討したうえで相続財産清算人選任の申立てを行い、未収金の回収を図る。 ・相続財産清算人と交渉の上で滞納整理を行った案件のうち、未収金が残存しかつ時効が完成している案件については、時効援用通知書が届き次第、不能欠損処理を行う。 ・相続財産清算人と交渉の上で滞納整理を行った案件のうち、未収金が残存している案件については、債権放棄の議決が得られ次第、不納欠損処理を行う。 ○現年度 ・納入期限より30日以内に督促状を送付する。督促状の納入期限後も弁済がなされない案件については、すみやかに電話連絡を実施し、必要に応じて催告書送付及び現地訪問による納付交渉等を実施する。 ・納付書が返戻される場合や登録電話番号が不通である場合は、現地訪問及び住民票請求等により賃借人の存否を確認する。 ・賃借人の死亡が確認された案件については、迅速に相続調査を実施し相続人へ納付交渉等を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・口座振替登録を勧奨するために納入通知書送付時に口座振替の案内文書を同封する。 ・電話連絡や催告書送付、現地訪問といった納付交渉の早期実施を徹底する。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮			
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待たず、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度未収債権の件数		721	158			161				1,040					13	18	31	
過年度未収金残高		27,193	9,484			5,192				41,869					3,323	1,037	4,360	
現年度未収債権の件数		159	14			60				233					0	0	0	
現年度未収金残高		7,133	933			2,889				10,955					0	0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	177人	令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1,304
		令和7年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)＝上記2のF(令7実績)のケ	57,184

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	契約管財局	担当・事業所名	管財部管財課管財グループ	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	私債権	債権名	一般競争入札による市有地貸付に係る土地賃貸料
----	-------	---------	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	----	-----	---	-------------	----	---	--	--	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度少 [＊]	イ ＝ア－カ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ [＊]	エ [＊]	オ [＊]	カ [＊] ＝エ [＊] ＋オ [＊]	キ [＊] ＝エ [＊] ÷ウ [＊]	ク [＊] ＝カ [＊] ÷ウ [＊]	ケ [＊] ＝ウ [＊] ÷ (エ [＊] ＋オ [＊])	キ [＊] ＝(エ＋エ [＊]) ÷(ウ＋ウ [＊])	ク [＊] ＝(カ＋カ [＊]) ÷(ア＋ウ [＊])	ケ [＊] ＝ケ＋ケ [＊]
A 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B 令和6年度 修正目標	678	0	678	678	0	678	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	678	0	678	0	0	0	0.0%	0.0%	678	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	678
D 令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
E 令和7年度 目標	678	0	678	678	0	678	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	678	0	678	0	0	0	0.0%	0.0%	678				0	－	－	0	0.0%	0.0%	678
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	678	0	678	678		678	100.0%	100.0%	0				0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・令和7年11月、刑務所から出所後、現住所を特定し、債務者と接触。債務者宛の文書(債権残高通知)を手渡したが、支払いは拒絶。 他にも借金があるため弁護士に自己破産を相談しているとのこと。 ・令和8年3月、預金調査(弁護士法23条の2に基づく照会)を実施 ⇒ 目ぼしい財産は見当たらず(預金残高:5,019円)
課題と改善策
【課題】 ・債務者の経済状況が脆弱である。 ・ ・ 【改善策】 ・債務者への支払請求を行うとともに、実態調査に努める。 ・債権保全のためにどのような手法があるか、弁護士に相談を行う。 ・

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

令和8年度の実績
・引き続き、債務者への支払請求を行うとともに、実態調査に努める。 ・公用請求を定期的に行い、債務者が住所変更した場合等に備える。 ・引き続き、債権保全のためにどのような手法があるか、弁護士相談を行う。 ・今後の徴収方法について交渉できる機会を設ける。
令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の実績・課題・改善策」の内容を踏まえて記載
未収金の解消に向けた取組
・ ・ ・
未収金の発生抑制に向けた取組
・ ・ ・

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																	
分類	回収債権									整理債権							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手段中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待たため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
過年度	未収債権の件数									0	1						1
	未収金残高									0	678						678
現年度	未収債権の件数									0							0
	未収金残高									0							0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月10の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1人

令和7年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

1

令和7年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝ 上記2のF(令7実績)のケ’

678

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	契約管財局	担当・事業所名	管財部管財課管財グループ	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	番号004に係る賃料相当損害金
----	-------	---------	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	----	-----	---	-------------	----	---	--	--	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度 イ	イ ＝ ア － カ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝ イ ＋ エ ＋ オ	キ ＝ エ ÷ ウ	ク ＝ カ ÷ ア	ケ ＝ ウ －(エ ＋ オ)	$\text{ウ}'$	$\text{エ}'$	$\text{オ}'$	$\text{カ}'$ ＝ $\text{エ}'$ ＋ $\text{オ}'$	$\text{キ}'$ ＝ $\text{エ}'$ ÷ $\text{ウ}'$	$\text{ク}'$ ＝ $\text{カ}'$ ÷ $\text{ウ}'$	$\text{ケ}'$ ＝ $\text{ウ}'$ － ($\text{エ}'$ ＋ $\text{オ}'$)	$\text{キ}''$ ＝(エ ＋ $\text{エ}'$) ÷(ウ ＋ $\text{ウ}'$)	$\text{ク}''$ ＝(カ ＋ $\text{カ}'$) ÷(ア ＋ $\text{ウ}'$)	$\text{ケ}''$ ＝ ケ ＋ $\text{ケ}'$
A 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B 令和6年度 修正目標	5,821	0	5,821	5,821	0	5,821	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	5,821	0	5,821	0	0	0	0.0%	0.0%	5,821	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	5,821
D 令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
E 令和7年度 目標	5,821	0	5,821	5,821	0	5,821	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	5,821	0	5,821	0	0	0	0.0%	0.0%	5,821	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	5,821
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	5,821	0	5,821	5,821	0	5,821	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・令和7年11月、刑務所から出所後、現住所を特定し、債務者と接触。債務者宛の文書(債権残高通知)を手渡したが、支払いは拒絶。 他にも借金があるため弁護士に自己破産を相談しているとのこと。 ・令和8年3月、預金調査(弁護士法23条の2に基づく照会)を実施 ⇒ 目ぼしい財産は見当たらず(預金残高:5,019円)
課題と改善策
【課題】 ・債務者の経済状況が脆弱である。 ・ ・ ・ 【改善策】 ・債務者への支払請求を行うとともに、実態調査に努める。 ・債権保全のためにどのような手法があるか、弁護士に相談を行う。 ・

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
・引き続き、債務者への支払請求を行うとともに、実態調査に努める。 ・公用請求を定期的に行い、債務者が住所変更した場合等に備える。 ・引き続き、債権保全のためにどのような手法があるか、弁護士相談を行う。 ・今後の徴収方法について交渉できる機会を設ける。
未収金の発生抑制に向けた取組
・ ・ ・

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手段中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りのもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計額のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数									0	1						1	
	未収金残高									0	5,821						5,821	
現年度	未収債権の件数									0							0	
	未収金残高									0							0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1人

令和7年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

1

令和7年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
= 上記2のF(令7実績)のケ

5,821

所属	契約管財局	担当・事業所名	契約部契約課委託・物品契約グループ	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	私債権	債権名	清掃業務委託長期継続の契約解除による違約金
----	-------	---------	-------------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------------------

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

(單位:千円)

[illegible]

令和7年度の取組実績	
破産手続中	
課題と改善策	
破産手続きの進捗状況を適宜確認し、手続きが完了した際には不納欠損処理を検討する。	

[illegible]

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手段中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計額のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数									0			1				1	
	未収金残高									0			78				78	
現年度	未収債権の件数									0							0	
	未収金残高									0							0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1人

令和7年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

1

令和7年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
= 上記2のF(令7実績)のケ

78

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	契約管財局	担当・事業所名	契約部契約課委託・物品契約グループ	債権整理番号(3ケタ)	007	債権区分	私債権	債権名	広報紙全戸配布業務委託(概算契約)外1件の契約解除に伴う違約金
----	-------	---------	-------------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------------------------------

1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	－	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	－	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	---	-----	---	-------------	---	---	--	--	--

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－カ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
B 令和6年度 修正目標	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
C 令和6年度 実績	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
D 令和7年度 計画※	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
E 令和7年度 目標	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
F 令和7年度 実績	0	0	0	0	0	0	－	－	0	171	0	0	0	0.0%	0.0%	171	0.0%	0.0%	171
G 令和8年度 計画※	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	171	0	171	171	0	171	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・未収確認後、督促状を発送した ・催告を行うも納付に至らないため、財産調査を行い一定の財産を確認 ・債務承認書及び調査同意書の徴収
課題と改善策
・催告を行うも、納付に至らないため、支払督促による債務名義取得を目指す

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
納入期限後の未収金が発生している場合は、納入義務者の支払状況を都度確認する
未収金の発生抑制に向けた取組
納入期限後の未収金が発生している場合は、納入義務者の支払状況を都度確認する

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、 相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得後、 債務者名義取得のため法的 手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数									0							0	
	未収金残高									0							0	
現年度	未収債権の件数			1						1							0	
	未収金残高			171						171							0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	1人	令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	1
		令和7年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝上記2のF(令7実績)のケ	171